

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう！ だより

ダイジェスト版 平成29年10月1日発行

発行 厚木市 協働安全部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

厚木市自治基本条例を知っていますか？

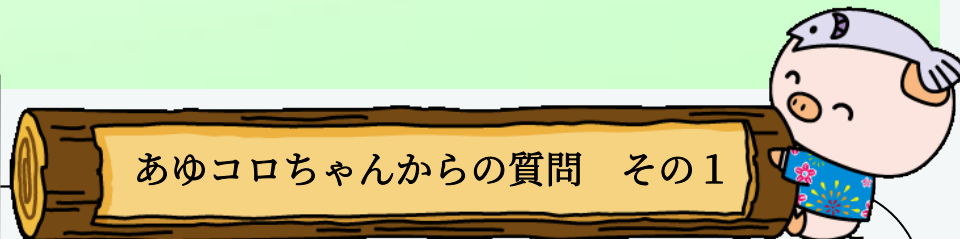
じちきほんじょうれい

みなさん、『自治基本条例』という言葉をご存知でしょうか？厚木市では、平成22年12月に「**厚木市自治基本条例**」を制定し、様々な取組を行っています。

この「自治基本条例だより」では、「厚木市自治基本条例」を皆さんにもっと知っていただくために、条例にどんなことが書かれているか、あゆコロちゃんと一緒になるべく分かりやすくお伝えしていきます。



厚木市自治基本条例には
何が書かれているの？



あゆコロちゃんからの質問 その1

厚木市自治基本条例は、**厚木市が、より豊かで暮らしやすいまちになるために、みんなが守らなければならないきまり・ルール**です。

厚木市自治基本条例のルールは、これからの厚木市をどのようなまちにしていきたいか、という3つの基本理念（基本的な考え方・方向性）です。

そして、3つの基本理念を実現するために、どうしていけば良いか、何を守らなければならないか、を決めた5つの基本原則（基本的な決まり）が書かれています。

3つの基本理念

基本的な考え方・方向性

人と人との絆を大切にする自治

協働による自治

自然の循環と文化を大切にする自治

5つの基本原則

基本的な決まり

市民自治の原則

参加及び協働の原則

情報共有の原則

説明責任の原則

自然共生及び文化継承の原則



「市民参加」と「市民協働」の違いってなあに？

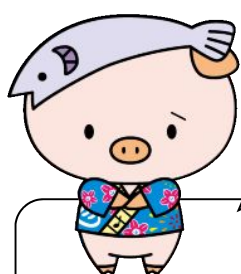
「参加」と「協働」の違いは、「誰が主役なのか」にあります。

「市民参加」は、厚木市が作る条例や計画に対して、市民の皆さんに意見をお聴きし、市政に反映するための方法です。

一方で「市民協働」は、厚木市と市民の皆さんが対等の立場で、お互いの得意分野をいかしながら課題解決していくための手法です。

ただし、「参加」と「協働」は、はっきりと分けられるものではなく、お互いに車の両輪のように密接な関係にあるといえます。厚木市では、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただき、より豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

自治基本条例ができて何が変わったの？



自治基本条例に関する具体的な取組について教えてほしいな

あゆコロちゃんからの質問 その2



自治基本条例に基づいて様々な取組を行っています。主な取組と具体例は次のとおりです。

①参加及び協働の推進

自治の基本原則の一つである「参加及び協働の原則」を実現するために様々な取組を行っています。

市民参加条例と市民協働推進条例に基づく取組とともに、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただくことで、厚木市がより豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

「市民参加条例」とは

厚木市市民参加条例では、条例や総合計画をはじめとした市の運営の具体的計画（プログラム）を作る際に、意見交換会やパブリックコメント（いわゆるパブコメ）等の市民参加手続をしなければならないと定めています。

市民参加手続とは、条例や計画を新しく作ったり、改めたりする際に、その内容について市民の皆さんに様々な方法で意見をお聴きし、市政に反映させるために実施する手続です。なお、対象となる行為（条例の制定、計画の策定等）に応じて必要となる手続の数が異なります。

具体的な取組例

1.わたしの提案の実施（第28条）

意見、要望、提案などを広く受け付け、市政に反映することを目的に「わたしの提案」制度を実施しています。

・平成28年度受付実績 242件

2.住民投票条例の制定（第36条）

市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するための厚木市住民投票条例を、平成24年12月に制定しました。

「市民協働推進条例」とは

厚木市市民協働推進条例では、「市民協働のまちづくり」を進めるため、市民協働提案事業や市民協働推進基金の設置、人材育成について定めています。

市民協働事業提案制度は、高齢者の居場所づくり等、市民の皆さんが日頃感じている公益的な課題に対して、市民活動団体と厚木市がそれぞれ事業を提案し、協働することで、より効果的な解決を目指すという仕組みです。

②適切な行政運営

自治基本条例の基本理念と基本原則を実現するために、「行政運営を行う上で基本とすべき事項」をはじめ、「組織」、「財政運営」、「危機管理」、「情報公開」、「個人情報保護」などに関する事項について、市民、議会、市長等が取り組むべきことが規定され、適切な行政運営を行うために必要となる、様々な取組を行っています。

具体的な取組例

1.市民参加型外部評価の実施（第15条、第18条）

今後の予算編成や効果的な行政運営に活かすために、市の事業を市民の立場で評価する外部評価を実施しました。



2.緊急時における危機管理（第20条）

災害などの緊急時に市民の皆さんを守るため、警察などの関係機関や近隣市町村との連携、各種訓練の実施、地域防災計画の見直しなど総合的な対策を講じています。

③総合計画の着実な推進

総合計画は、厚木市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

自治基本条例では、総合計画を様々な計画や取組のもととなる最上位計画として策定することを規定しています。また、市民参加・市民協働によるまちづくりを推進していくためのルールを明確にしています。

こうしたルールのもと、総合計画「あつぎ元気プラン」（平成21～32年度）に基づき、市民の皆さんの声を反映し、福祉・教育・環境・産業などに関する取組をさらに充実させるとともに、取組の成果が出ているかチェックしながら、より暮らしやすいまちづくりを進めています。

具体的な取組例

1. 議会の議決（第15条第2項）

自治基本条例において、厚木市が目指す将来都市像とそれを実現するための目標を定める基本構想を策定する際は、市民を代表する機関である議会の議決を要するものとしています。

2. 施策評価の実施（第18条）

「あつぎ元気プラン」の目標に対する達成状況などを検証する「施策評価」を実施し、市民満足度の更なる向上や効果的・効率的な行政運営につなげています。



④広域連携及び交流

まちづくりを進めていく中で、厚木市が単独で解決することが困難な課題もあります。

そのような課題に対しては、国や県、近隣の市町村などと連携・協力して取り組むことが重要となります。

また、国際化が進む現在では、国内だけではなく、海外の都市とも、様々な形で交流を行っていく必要があります。

具体的な取組例

1. 県央相模川サミットの開催（第37条第1項）

相模原、厚木、海老名、座間、愛川、清川の6市町村で相模川流域の各自治体の共通課題の解決や広域的な自治体連携を目的に開催しています。

2. 海外友好都市との交流（第37条第3項）

友好都市である韓国軍浦市へ高校生の訪問団を派遣するなど交流を深めています。



⑤独自の課題への対策

地域によって抱える課題は様々で、その解決方法もそれぞれの地域で考えていかななくてはなりません。

現在、地域ごとの課題の解決や政策を推進するために、国の定めた法律を適切に解釈運用し、あるいはその地域独自の条例を制定し、課題解決を図る「政策法務」の充実が求められています（第24条）。

厚木市では、厚木市の抱える課題を解決するため、厚木市自転車安全利用促進条例をはじめとした10の条例を制定するなど、まちづくりの課題解決に取り組んでいます。

具体的な取組例

1. 客引き行為等防止条例の制定

本厚木駅周辺の環境改善を図るため平成26年4月に「厚木市客引き行為等防止条例」を施行しました。その結果、平成27年度厚木市民意識調査において「本厚木駅周辺の治安」が「改善したと思う」と回答した人の割合が、条例施行前である平成25年の調査結果と比較し23.1ポイント増加し、55.4%となりました。

2. 専門委員（政策法務調査）の活用

条例、規則などを制定する際には、より効果的なものとなるよう政策法務の専門家である専門委員の助言等を得て内容を検討しています。また、専門委員による政策法務研修の実施により、市職員の政策法務能力の向上を図っています。

自治基本条例はこれからどうなるの？



「自治基本条例のこれから」
について教えて欲しいな？

あゆコロちゃんからの質問 その3

自治基本条例の考え方をどのように広め、展開していくのか。自治基本条例のこれから」を考えるためのポイントは次の3つです。

- ポイント1 自治基本条例は正しく運用されているか
- ポイント2 自治基本条例は正しい内容となっているか
- ポイント3 市民協働型の地域自治の推進

この3つのポイントについて、詳しく見ていきましょう。

①自治基本条例は正しく運用されているか 市民参加による運用状況の点検

自治基本条例の考え方を実現していくためには、条例に規定されている内容がしっかりと行われているか、定期的にチェックをしていく必要があります。

そこで、大学教授、自治会・ボランティア団体・商工会議所の役員、公募による市民で構成される自治基本条例推進委員会では、自治基本条例の運用状況の点検を毎年行っています。

市では、この点検結果をしっかりと受け止め、行政運営に着実に反映させ、自治基本条例の適正な運用に取り組んでいます。

③市民協働型の地域自治の推進 地区市民自治推進組織について

現在、地域を取り巻く環境は、人々の価値観の多様化等による地域の連帯意識の希薄化、超高齢化及び少子化による地域の運営の担い手不足等が課題となっています。一方で、市民ニーズは多様化し、行政主導による均一的な住民サービスでは、今後対応が困難になる恐れがあります。

そうしたことから、自治基本条例では、行政主導による画一的な地域活動の展開ではなく、地域に必要な活動を、市民が自ら考え解決に向け、行動していく仕組みとして、「地区市民自治推進組織」の設置及び支援について規定しています。

平成29年度には市内の6地区を「地区市民自治推進組織」のモデル地区として選定しました。活動状況の検証を行いながら市民協働型の地域自治を推進していきます。

②自治基本条例が正しい内容となっているか 自治基本条例の見直し

自治基本条例の趣旨にのっとり、まちづくりを進めていくことが求められている以上、条例の内容が時代遅れになっていては困ります。

そうしたことから、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておくために、厚木市自治基本条例第39条では、「4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」ことが定められています。

平成30年度に見直しを行います

平成22年から4年が経過する平成26年に一度目の見直しを行いました。

そして、更に4年が経過する平成30年には、2回目の見直しを予定しています。

市民の皆さんからの意見をお聴きし、自治基本条例がより市民の皆さんが共有できるまちづくりのルールとなるように、見直しを行っていきます。

見直し＝総点検

自治基本条例の見直しは、規定内容に不足等がないか、社会情勢など市を取り巻く様々な環境に適合しているかなどの視点により、自治基本条例の内容を点検するものです。

